

中津川市立神坂中学校

「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～
～一人ひとりの児童生徒が生き生きと生活するために～

◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
いじめの発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V 重大事態への対応
- VI いじめ防止の対策のための組織
- VII 関係諸機関との連携（関係機関連絡先一覧）

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたとことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。行為には「仲間外れ」や「無視」なども含まれ、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（「いじめ防止対策推進法第2条」と、その解釈を平易な言葉で要約）

I 「いじめ防止 これだけは！」(岐阜県教育委員会)より

中津川市立神坂中学校

いじめをしない！ させない！ 許さない！

いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

（いじめ防止対策推進法第2条）

教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 未然防止を目指しながら、早期発見・早期対応に最大限努力する。

【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎些細なことでも集約担当に報告を！
正確な事実確認を！

【保護者との連携】

- ◎児童生徒についての日常的な情報交換で信頼関係を！

【関係諸機関との連携】

- ◎市教委・警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

〈「いじめ」指導への基本的な考え方〉

- 人間ならば必ず「いじめの芽」を持っている。ゆえに「いつでも、どこでも、誰にでも」いじめは生まれると考えるべきである。私達の心にもある。その芽は自分との違いや自分の知らないことやものに対する不安、そこから生まれる攻撃性、または自分が攻撃されていると感じたときの防衛本能など自分の生命の危険や母性本能などからくる本能的な営み、自分を自分の意志のままに動かせる支配欲など、すべての人間が持つ心から生まれるものである。
- いじめは本能であると考えられる。だから誰にでもある。ただ、その本能をコントロールできる「理性」を持っているのも人間である。自分の中にある本能と理性、そのせめぎ合いを見つめ、目をそらさない。そして、「理性＝他者を思う心」が「本能＝自分を守る心」をコントロールできる児童生徒を育てることがいじめの指導となる。

Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立神坂中学校

- ◇いじめは、どの子にも起こり得るもの
 - ◇いじめは、自分からは言いづらいもの
 - ◇いじめは、見ようと思って見ないと見つからないもの
- だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要
「いじめ防止 これだけは！ （平成28年度2月 岐阜県教育委員会）」より

1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- ◎未然防止のポイント
 - ◇子どもの「居場所」づくり
 - ◇子ども同士の「絆」づくり
- いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題
「規律」「学力」「自己有用感」
～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、
認められているという実感を持った児童生徒～



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動
(学年行事、児童会・生徒会活動)

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要

〈いじめ防止対策のための年間計画（未然防止に関わって）〉

	「居場所」と「絆」のある学年・学級づくり	生命や人権を大切にする指導
4月	前期始業式 学級開き	情報モラル研修（職員） 命を守る訓練（幼・小・中） 災害教育（災害安全）（生徒・職員） 人権教育研修（職員）
5月	スポーツテスト 富士見台登山	全校道徳
6月	修学旅行（3年） 日常生活の充実 中体連市内大会	プール開き（全校） 感染症に対する向き合い方
7月	篠島研修（2年） 夏休み前集会	生徒指導事例研修（職員） 救命救急講習（生徒・職員） 不登校問題の現状と解決策研修（職員） 防犯訓練（生徒・職員）
8月	夏休み明け集会 夏休み校内作品展 神坂学校運動会練習開始（幼・小・中）	ITC研修（職員） 人権教育研修伝達講習会（職員） いじめの未然防止、早期発見・早期対応 研修（職員） 豊かな人間関係を育成する学級経営の在 り方研修（職員）
9月	神坂学校運動会（幼・小・中）	命を守る訓練（幼・小・中） 不登校問題の現状と解決策研修（職員） 性と命の教育（2年）
10月	前期終業式 後期始業式	全校道徳 情報モラル研修（生徒・保護者・職員） 教育相談に関する研修（職員）
11月	ふるさと神坂総合文化祭（幼・小・中） 職場体験学習（2年） 広済寮との交流（1年）	性と命の教育（1年）
12月	ひびきあいの日に向けての取り組み 冬休み前集会	ひびきあいの日 全校道徳 薬物乱用防止教室（生徒・職員） 性と命の教育（3年）
1月	冬休み明け集会 書き初め大会 神坂中いのちの日	教育相談に関する研修（職員） 全校道徳 特別支援教育研修
2月	新入生一日入学（1年） 三年生を送る会	
3月	卒業式 終業式	

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立神坂中学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のためには、日頃から教師と児童生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要です。いじめは、教員や保護者、大人が気付きにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童生徒に関わる全ての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集していきます。

早期発見の基本

◇児童生徒のささいな変化に気付くこと

→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。

◇気付いた情報を確実に共有すること

→教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を職員室で交流するなど、意思疎通を図る。（個人情報に留意する。）

◇情報に基づき、速やかに対応すること

→必要に応じて、関係者を召集し、初期対応に向けての会議をもつ。

日常的に行うこと

- ～児童生徒のささいな変化に
気付くために～
- 朝の健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
 - 学習計画ノートや日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
 - 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童生徒に声を掛ける。

定期的に行うこと

- 子どもの心身の状況を把握するための「心のアンケート」や定期的な個人面談（二者懇、三者懇等）を実施する。
- 教科担任会や学年会、教育相談委員会で気になる児童生徒について、短期的・長期的な支援を検討する。
- QUテスト等の実施と活用を行う。
- 職員のいじめに対する意識調査や人権感覚チェックで意識を高める。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

① 本人や周囲の仲間からの訴えに対して

[心身の安全の保証]

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに最優先する。

[事実関係や心情を傾聴]

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

② 保護者に対して

[日頃の連携に努める]

- ・児童生徒の良さや気になる場所等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

☆アンケートの質問票の原本等の一次資料は実施日から5年間保存とする。アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は該当児童生徒の卒業後5年間とする。

〈いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）〉

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	学級づくり交流会 打ち合わせ日に行う学年の様子の交流 PTA 総会（いじめの基本方針説明）
5月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子の交流 心とからだのアンケート 家庭訪問（保護者との懇談） 「hyperQ-U」の実施
6月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子の交流 いじめに関するアンケート
7月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子の交流 PTA 参観&懇談会 二者懇談
8月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	「HyperQ-U」を使った研修会 地域別研修会 打ち合わせ日に行う学年の様子の交流
9月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子の交流
10月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子の交流 PTA 参観&懇談会 いじめに関するアンケート
11月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子の交流 心とからだのアンケート
12月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子の交流 いじめに関するアンケート 三者懇談
1月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子の交流
2月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子の交流 PTA 参観&懇談会（いじめ防止対策評価） いじめに関するアンケート
3月	朝の健康観察 生活ノートの記録 休み時間の様子観察・部活動への参加と態度の観察	打ち合わせ日に行う学年の様子の交流

いじめ発見のポイント

中津川市立神坂中学校

ちょっとした生徒の変化を見つけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することを防ぐことに繋がります。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化し、下記に記した「いじめ、差別等（発見、指導）のポイント」を、日常生活でチェックしながら学校生活を進めてまいります。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1. 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校して教室から出ない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れていたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2. 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかかもしれない）
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ 「一日の振り返り」の時などに、小さいことでも集中的に名前が出る。
- ⑤ 強い口調で言われる。（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3. 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書きがしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ 鉛筆や定規などでつつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる、いたずら書きなどを挟まれる。
- ⑩ 保健体育の授業や委員会するとき、座るのをためらう様子を見せる。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変わられる。（特に特別教室。普通教室でもありうる）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる。
- ⑭ ノートを取らなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や生徒活動のとき誰かに呼びつけられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば授業に遅れる。「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました。」「～を片付けていました。」
- ⑰ ペア活動でいつも余ってしまう。ペアになることを避けられ気味。

4. 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室や教室移動の時、一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立つ。(立たされている＝見張り役)
- ④ 暗い顔をして誰かに手を引かれ、誰かの後をついて歩く。(いじめ場所への途中?)
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かをぶつけられる。
- ⑥ プロレスのような技をかけられればなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる。
- ⑦ 玩具的な扱いを受ける。(耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、蹴られる)
- ⑧ 校外へ出る。(商店へのパシリかも?)
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子達の視線の先にいる。(女子に多い?)
- ⑩ 職員室の前などをうろうろする。(何か訴えるため、パシリで鍵や物を取って来いと命令されている)

5. 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒くさい分担(重いもの)をやる。
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされ、他者が配ったのと変えられる。
- ③ 平等に量の配膳がされていない。
- ④ しばしば、足りないメニューがある。(取られた、意識的に配られなかった)
- ⑤ デザートなどをくれくれと言われる。自分から進んで特定の子にあげる。
- ⑥ 自分の分にいたずらされる。(箸をさす、混ぜる、隠す)
- ⑦ いつも一人で遅くまで食べている。(当番に嫌がられている可能性あり)

6. 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている。(冬の雑巾かけ、机つり)
- ② いつも、ごみ捨てに行く。(分担がはっきりせず、さぼり気味の掃除場所で)
- ③ ほうきでたたかれる。雑巾を投げつけられる。
- ④ ごみを掃きつけられていたり、水をかけられたりしても怒らない。

7. 部活

- ① たまに練習に遅れただけなのに、きつく責められる。
- ② しばしば、しごかれる。
- ③ いつも、後片付けや使い走りをさせられる。
- ④ ペア練習で、いつも余る。ペアになることを避けられる。
- ⑤ 練習に行きたがらない。
- ⑥ 下級生からなめられたり、ひどい言い方をされたり、呼び捨てされる。
- ⑦ 練習ゲームで、チームに入ると(先生が入れると)、他者が嫌な顔をする。

8. その他・全体的に

- ① 席替えやグループ作りの時、隣や同じグループになるのを嫌がられる。
- ② 急に成績が下がった。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。無口になった。
- ⑤ 急に行動力のある子と一緒に行動し出した。急に友達が変わった、居なくなった。
- ⑥ 係をやめたいと言い出したり、部活を変わりたいと言う。(初めはサボリ現象)
- ⑦ 席替えをしてと頼みに来る。
- ⑧ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。(壊される、落書き、画鋲が入っている)
- ⑨ いつもあだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑩ いつも他者の用事で職員室に来る。
- ⑪ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。(よい行為だが、二面性あり)
- ⑫ 学習計画ノートで、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑬ 学習計画ノートの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

Ⅳ いじめの早期対応

中津川市立神坂中学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切になってきます。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制で解決に向けて動いていきます。いじめの解決に向けて、一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していきます。いじめられている（と感じている）児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていきます。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要です。

問題行動のキャッチ → 集約担当に報告 → いじめ事案を報告 → 校長は「いじめ未然防止・対策委員会」の招集

【「いじめ未然防止・対策委員会」における対応】（個人で対応せず、あくまでも組織で対応！）

正確な実態把握

- <把握すべき情報（例）>
- ◆誰が誰をいじめているのか？
（加害者と被害者の把握）
 - ◆いつ、どこで起こったのか？
（場所と時間の確認）
 - ◆どんな被害を受けたのか？
（内容）
 - ◆いじめのきっかけは何か？
（背景と要因）
 - ◆いつ頃から、どの位続いているのか？（期間）

- 被害を訴える児童生徒から、事実及び心情を十分に聴き取る。
 - ・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保証する。
- いじめに関わったと思われる児童生徒及び周囲の児童生徒からの聴き取りを行う。
 - ・5W1Hを時系列になるように記録する。
 - ・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
 - ・聴き取る時は焦らず、慎重かつ注意深く進める。
 - ・事実を突き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
 - ・いじめられた児童生徒に寄り添いつつ、いじめた側の児童生徒にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

指導体制・指導方針決定

- 指導のねらいを明確にする。（被害者、加害者、周囲の生徒）
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- すべての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。

児童生徒への指導・支援

- 被害児童生徒へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望を持たせる指導・支援を行う。また、自信を持たせる言葉をかけ、自尊感情を高める。
- いじめ側の児童に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にある物にも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当事者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後に生かす手だてを仕組む。

保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して◇
- 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して◇
- 正確な事実関係を説明し、被害生徒の心情を伝え、よりよい解決と加害児童生徒の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

継続した指導・経過観察・保護者との連携

事後の対応

- 教育相談の継続・SC等の活用
- 道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。

V 重大事態への対応

中津川市立神坂中学校

「中津川市におけるいじめ防止のための基本的な方針(令和4年2月改訂版)より一部抜粋

1 いじめの防止等のために中津川市が実施する施策

資料の保管(令和4年2月8日 中教学第548号通知)

アンケートの質問票の原本等で、特記事項のないものを「一次資料」とし、その保存期間は実施日から5年間とする。アンケートの質問票に記載があり、そのことについての聴取を記録した文書や、学校がいじめを認知した事案の聴取の記録や調査報告書を「二次資料」とし、その保存期間は該当児童生徒が卒業後5年間とする。保管の方法については、紙媒体ではなく電子データ管理でもよい。

2 重大事態への対応

<重大事態> (法第28条1項1号、2号)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相応の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 重大事態の意味について

法第28条1項1号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の定命にいたる要因が該当生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第28条1項1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 児童生徒が自殺を企図した場合 | <input type="checkbox"/> 身体に重大な障害を負った場合 |
| <input type="checkbox"/> 金品等に重大な被害を被った場合 | <input type="checkbox"/> 精神性の疾患を発症した場合 |

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒がいじめを受けたことにより相当な期間に渡り、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に家庭訪問などで状況を把握するなどの対応が必要である。児童生徒の保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は本人からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の報告(変更なし)

3 重大事態の調査(変更なし)

平成26年6月策定
平成30年3月改訂
令和4年2月改訂

Ⅵ いじめ防止の対策のための組織

中津川市立神坂中学校

いじめ未然防止・対策委員会

◎校長	「総括」
教頭	「総括補佐、教育委員会連携」担当
教務主任	「いじめ防止対策年間計画」担当
○生徒指導主事	「関係諸機関連携、小中学校連携」担当
教育相談主任・養教	「日常の観察、心のアンケートの集約」担当
学級担任	「居場所・絆のある学級経営」担当
SC、PTA 関係者、学校評議員	
人権主任	「ひびきあいの日の取り組み」担当
道徳教育推進教師	「心を豊かにする道徳教育」担当
研究推進委員長	「わかる授業づくり」担当
学習部長	「学習規律づくり」担当
生活部長	「生活規律づくり」担当
情報主任	「情報端末に関わる研修」担当
生徒会担当	「自治的な取り組みづくり」担当

〈いじめ防止対策のための年間計画「いじめ未然防止対策委員会」に関わって〉

4月	拡大いじめ防止対策委員会① 指導方針、指導計画等 いじめ防止職員研修 いじめ防止対策方針説明会（保護者向け）	10月	いじめ防止対策委員会② いじめに関するアンケート
5月	「hyperQ-U」の実施 心とからだのアンケート	11月	心とからだのアンケート
6月	いじめに関するアンケート	12月	ひびきあいの日の取り組み実施 いじめに関するアンケート 取り組み評価アンケート②
7月	取り組み評価アンケート①	1月	
8月	人権教育研修会 「hyperQ-U」を活用した研修会	2月	いじめ防止対策方針説明（新入生向け） いじめに関するアンケート
9月		3月	拡大いじめ防止対策委員会③ 本年度のまとめ、次年度の方針検討 取り組み評価アンケート③

*いじめ事案発生時は**緊急いじめ対策委員会**を招集し、対応にあたる。

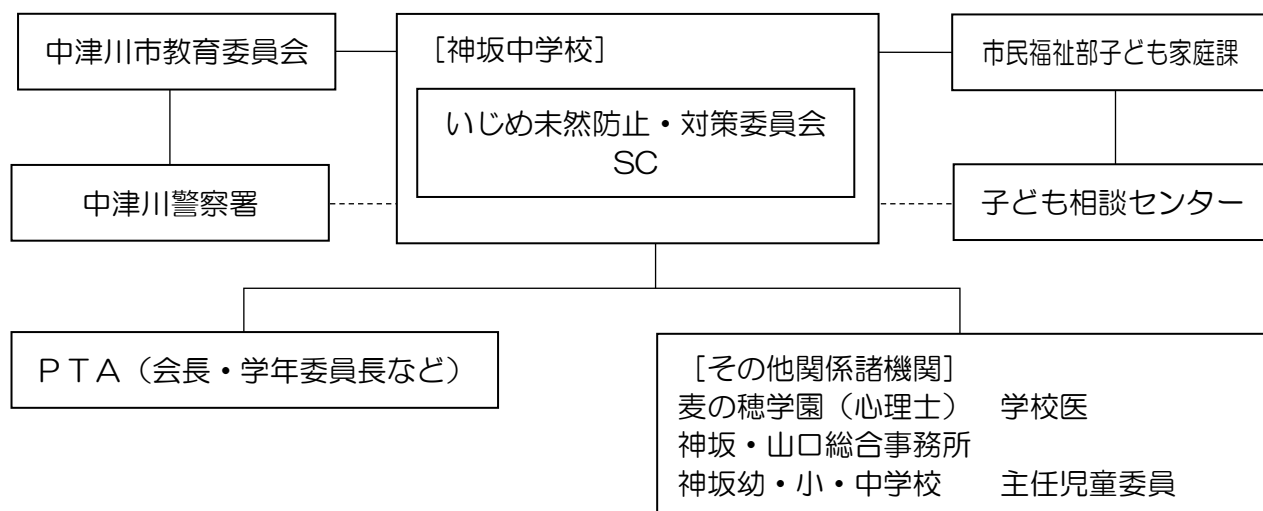
いじめの「解消」の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていること

- ① いじめに係る行為が止んでいること、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

Ⅶ 関係諸機関との連携

中津川市立神坂中学校



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
総務部防災安全課	総務部防災安全課	66-1111
	総務部防災安全課長	内線：164
市民福祉部 子ども家庭課	市民福祉部 子ども家庭課	66-1111
	市民福祉部 子ども家庭課長	内線：615
東濃子ども相談センター		0572 23-1111
恵那保健所		0573 26-1111

